30 生活援護

〔現況及び施策の方向〕

県内の生活保護の動向は、被保護世帯数、被保護人員ともに昭和58年度をピークに減少し、平成5年度を底に、その後、微増傾向で推移してきた。平成10年度後半からは都市部を中心に顕著な増加傾向を示していたが、平成25年度より減少に転じた。

また,世帯類型別被保護世帯数の構成比については,傷病・障害者世帯と高齢者世帯の合計が総数の約8割を占めている。

今後とも、関係機関との連携を図り、被保護世帯の自立援助対策の推進に努める。

第1表 被保護世帯・人員・保護率 (1か月平均) の状況

(単位 世帯,人,‰)

							保	護率	(44)	<u>, Eu</u>)(, /00)
区	分	世帯数	人 員	全国	市部	県 分 郡部	県計	広島市	呉市	福山市	県総計
	県 分	5, 939	7, 984		1 1 11 1	네티네마	州川				
	広島市分	19, 042	25, 547								
平 成 29 年度	呉 市 分	2, 939	3, 743	16.8	8. 45	-	8.45	21.31	16.45	14.03	15. 47
	福山市分	4, 886	6, 503								
	計	32, 806	43, 777								
	県 分	5, 971	8, 155								
-	広島市分	19, 364	26, 408		ı						
平 成 28 年度	呉 市 分	3, 028	3, 934	16.9	8. 57	_	8.57	22. 23	17. 33	14. 52	15. 98
	福山市分	4, 956	6, 692								
	計	33, 319	45, 189								
	県 分	9, 149	12, 445								
平成	広島市分	19, 653	27, 290	17.0	10 40		10 40	02.00		15 40	1 <i>C</i> E2
27 年度	福山市分	5, 107	7, 106	17.0	10. 49		10. 49	23. 02		15. 40	16. 53
	計	33, 909	46, 841								

⁽注) 保護停止中を含む。平成26年度より、県が設置する「郡部福祉事務所」はない。

第2表 世帯類型別世帯数(1か月平均)の状況

(単位 世帯, %)

Ī-		Г				年位 世市, /0/
区	分	高齢者世帯	母子世帯	傷 病 障害者 世 帯	その他の 世 帯	計
	県 分	2, 988	364	1, 589	945	5, 886
	<i>7</i> N <i>7</i> J	(50.8)	(6. 2)	(27.0)	(16. 1)	(100.0)
	広島市分	8, 637	1, 477	5, 693	3, 157	18, 965
	四曲巾刀	(45. 5)	(7.8)	(30.0)	(16. 6)	(100.0)
平 成	呉 市 分	1,621	127	771	399	2, 918
29年度	一	(55. 6)	(4. 3)	(26.4)	(13. 7)	(100.0)
	福山市分	2, 552	282	1, 522	521	4, 877
	田田 1177	(52. 3)	(5.8)	(31. 2)	(10.7)	(100.0)
	計	15, 798	2, 249	9, 576	5, 022	32, 645
	ĦΙ	(48. 4)	(6.9)	(29.3)	(15.4)	(100.0)
	県 分	2, 934	364	1, 649	970	5, 917
	ポーガ	(49.6)	(6. 2)	(27.9)	(16. 4)	(100.0)
	広島市分	8, 406	1, 617	5, 786	3, 484	19, 293
	四面印刀	(43.6)	(8.4)	(30.0)	(18. 1)	(100.0)
平 成	呉 市 分	1,602	137	826	424	2, 989
28年度	元 巾 刀	(53. 6)	(4.6)	(27.6)	(14. 2)	(100.0)
	福山市分	2, 489	322	1, 590	543	4, 944
	田田印力	(50.3)	(6.5)	(32.2)	(11.0)	(100.0)
	計	15, 431	2, 440	9, 851	5, 421	33, 143
	Βl	(46.6)	(7.4)	(29.7)	(16.4)	(100.0)
	県 分	4, 427	530	2, 590	1, 491	9, 038
	水 刀	(49.0)	(5.9)	(28.7)	(16.5)	(100.0)
	広島市分	8, 120	1, 781	5, 949	3, 735	19, 585
平 成	四回印刀	(41. 5)	(9. 1)	(30.4)	(19. 1)	(100.0)
27年度	福山市分	2, 432	384	1, 654	619	5, 089
	111 田 田 刀	(47.8)	(7.5)	(32.5)	(12.2)	(100.0)
	計	14, 979	2,695	10, 193	5, 845	33, 712
	日日	(44.4)	(8.0)	(30.2)	(17.3)	(100.0)

⁽注)1 保護停止中は含まない。

〔業務の内容〕

1 生活保護事業の推進(予算額 388,891千円)

(1) 最低限度の生活の保障 (予算額 366,466 千円)

ア 公的扶助の実施

生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護(生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭扶助)を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立援助に努める。(昭和25年度創設)

^{2 ()} 内は, 構成割合である。

第3表 扶助の状況

扶助別人員の状況(1か月平均)

(単位 人,%)

	Manager (I v / 1 I v)									
	玄 分	生 活	教育	住 宅	介護	医療	出産	生 業	葬祭	被保護人員
	県 分	7, 014	521	5, 952	1, 171	6, 909	2	202	8	7, 984
	ポ カ	(87. 9)	(6.5)	(74.5)	(14.7)	(86.5)	(0.0)	(2.5)	(0.1)	1, 304
	広島市分	22, 423	1,950	23, 059	3, 233	18, 513	6	708	50	05 540
平	四届印刀	(87. 8)	(7.6)	(90.3)	(12.7)	(72.5)	(0.0)	(2.8)	(0.2)	25, 546
成	呉市分	3, 308	183	2, 930	517	3, 268	1	91	9	3, 744
29 年	共中の	(88. 4)	(4.9)	(78.3)	(13.8)	(87. 3)	(0.0)	(2.4)	(0.2)	3, 144
度	福山市分	5, 792	408	5, 793	1, 184	5, 370	0	139	3	6 500
	田田川辺	(89. 1)	(6.3)	(89. 1)	(18. 2)	(82.6)	(0.0)	(2.1)	(0.0)	6, 503
	計	38, 537	3,062	37, 734	6, 105	34, 060	9	1, 140	70	49. 777
	日日	(88. 0)	(7.0)	(86. 2)	(13.9)	(77.8)	(0.0)	(2.6)	(0.2)	43, 777
	県 分	7, 255	563	6, 134	1, 174	7, 137	2	202	10	8, 155
	ポ カ	(89. 0)	(6.9)	(75.2)	(14.4)	(87. 5)	(0.0)	(2.5)	(0.1)	0, 100
₹.	広島市分	23, 371	2, 126	23, 953	3, 084	18, 922	6	750	43	26, 408
平成	四面川の	(88. 5)	(8. 1)	(90.7)	(11.7)	(71.7)	(0.0)	(2.8)	(0.2)	20, 100
28	呉 市 分	3, 456	215	3, 040	504	3, 402	1	97	7	3, 934
28 年 度	X 11 //	(87. 8)	(5. 5)	(77.3)	(12.8)	(86. 5)	(0.0)	(2.5)	(0.2)	0, 301
唐	福山市分	5, 980	451	5, 931	1, 137	5, 483	1	157	4	6, 692
~	шы110/3	(89. 4)	(6.7)	(88. 6)	(17.0)	(81. 9)	(0.0)	(2.3)	(0.1)	0, 002
	計	40, 062	3, 355	39, 058	5, 899	34, 944	10	1, 206	64	45, 189
	н	(88. 7)	(7.4)	(86. 4)	(13. 1)	(77.3)	(0.0)	(2.7)	(0.1)	10, 100
	県 分	11, 054	847	9, 480	1, 622	10, 851	3	347	15	12, 445
平	7IV 23	(88.8)	(6.8)	(76.2)	(13. 0)	(87. 2)	(0.0)	(2.8)	(0.1)	12, 110
成	広島市分	24, 225	2, 328	24, 791	2, 933	19, 343	7	830	47	27, 290
27	/二曲/110/3	(88.8)	(8. 5)	(90.8)	(10.7)	(70. 9)	(0.0)	(3.0)	(0.2)	21,200
年	福山市分	6, 375	548	6, 275	1, 100	5, 749	1	173	3	7, 106
年度	1241	(89. 7)	(7.7)	(88. 3)	(15. 5)	(80. 9)	(0.0)	(2.4)	(0.0)	., 100
	計	41, 654	3, 723	40, 546	5, 655	35, 943	11	1, 350	65	46, 841
	H I	(88. 9)	(7.9)	(86.6)	(12.1)	(76.7)	(0.0)	(2.9)	(0.1)	10,011

 (注) 1 複数の扶助を受給している場合は、それぞれに計上している。

 2 保護停止中を含む。

 3 ()内は、各扶助ごとの受給割合である。

(単位 千円,%) 扶助別扶助費の状況

1.7	<i>-</i> /\	ム 次		*** *	へ ⇒#±		111 37:	ᄮ	# #∀	\ =1
\boxtimes	5 分	生 活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭	合 計
	県 分	3, 499, 603	1, 419, 729	70, 470	219, 401	7, 182, 183	5, 511	41, 909	15, 761	12, 454, 567
	2N 23	(28. 1)	(11.4)	(0.6)	(1.8)	(57. 7)	(0.0)	(0.3)	(0.1)	(100.0)
चर	広島市分	13, 638, 365	7, 731, 397	267, 526	727, 018	19, 116, 952	28, 395	146, 631	127, 137	41, 783, 421
平	四曲印刀	(32.6)	(18.5)	(0.6)	(1.7)	(45.8)	(0.1)	(0.4)	(0.3)	(100.0)
成	呉市分	1, 939, 441	758, 741	24, 717	103, 173	3, 607, 441	2,871	18, 413	21, 378	6, 476, 175
29 Æ	共中万	(29. 9)	(11.7)	(0.4)	(1.6)	(55. 7)	(0.0)	(0.3)	(0.3)	(100.0)
年 - 度	与ルナハ	3, 374, 583	1,641,354	54, 426	225, 937	4, 890, 111	1,650	27, 980	10, 045	10, 226, 086
及	福山市分	(33, 0)	(16, 1)	(0.5)	(2. 2)	(47. 8)	(0.0)	(0.3)	(0, 1)	(100.0)
	⇒ 1	22, 451, 992	11, 551, 221	417, 139	1, 275, 529	34, 796, 687	38, 427	234, 933	174, 321	70, 940, 249
	計	(31. 6)	(16. 3)	(0.6)	(1.8)	(49. 1)	(0.1)	(0.3)	(0. 2)	(100, 0)
		3, 638, 583	1, 442, 155	78, 335	237, 909	6, 987, 485	7, 101	45, 081	21, 451	12, 458, 100
	県 分	(29. 2)	(11. 6)	(0.6)	(1.9)	(56. 1)	(0.1)	(0.4)	(0. 2)	(100, 0)
I	المال مطعيان	14, 398, 116	8, 038, 164	288, 664	681, 056	19, 255, 911	23, 547	157, 951	110, 508	42, 953, 917
平	広島市分	(33. 5)	(18. 7)	(0.7)	(1.6)	(44. 8)	(0.1)	(0.4)	(0.3)	(100, 0)
成一		2, 069, 592	773, 369	28, 956	111, 253	3, 548, 673	3, 418	15, 958	15, 311	6, 566, 530
28	呉市分	(31. 5)	(11.8)	(0.4)	(1.7)	(54. 0)	(0.1)	(0, 2)	(0. 2)	(100.0)
年-	1= .1 . 1 . /\	3, 589, 373	1, 671, 189	58, 732	241, 082	5, 063, 085	1,619	29, 358	9, 423	10, 663, 861
度	福山市分	(33. 7)	(15, 7)	(0.6)	(2.3)	(47. 5)	(0.0)	(0.3)	(0.1)	(100.0)
	-3.1	23, 695, 664	11, 924, 877	454, 687	1, 271, 300	34, 855, 154	35, 685	248, 348	156, 693	72, 642, 408
	計	(32. 6)	(16. 4)	(0.6)	(1.8)	(48. 0)	(0.0)	(0, 3)	(0. 2)	(100, 0)
	IH /\	5, 899, 546	2, 242, 237	115, 121	350, 594	11, 155, 073	12, 259	65, 472	34, 603	19, 874, 905
_	県 分	(29.7)	(11. 3)	(0.6)	(1.8)	(56. 1)	(0.1)	(0.3)	(0. 2)	(100, 0)
平一	上	14, 938, 789	8, 452, 626	311, 754	667, 946	19, 668, 160	29, 045	175, 808	117, 636	44, 361, 764
成	広島市分	(33. 7)	(19. 1)	(0.7)	(1.5)	(44. 3)	(0. 1)	(0.4)	(0.3)	(100.0)
27	セルナハ	3, 825, 520	1, 725, 723	71, 745	239, 866	5, 365, 553	3, 028	34, 662	7, 572	11, 273, 669
年 度 -	福山市分	(33. 9)	(15. 3)	(0.6)	(2.1)	(47. 6)	(0.0)	(0.3)	(0.1)	(100.0)
皮	⇒ı	24, 663, 855	12, 420, 586	498, 620	1, 258, 406	36, 188, 786	44, 332	275, 942	159, 811	75, 510, 338
	計	(32. 7)	(16. 4)	(0.7)	(1.7)	(47. 9)	(0.1)	(0.4)	(0. 2)	(100.0)

(注) 1 数値は、年度内の累計額である。 2 () 内は、各扶助ごとの構成割合である。

〔負担割合 国 3/4, 県 1/4(市 1/4)〕

イ 指定医療機関制度による医療の確保

生活保護患者の医療の確保を図るため、医療機関を指定して治療の委託を行っている。

第4表 指定医療機関の状況 (平成31年4月1日現在)

(単位 所)

			区	分			医	科	歯	科	調	剤	計	
				県	分		817		518		585	1, 92	20	
41.	Y T	/II	<i>=#</i> :	N.L.	広島ī	† 分		1, 132		637		663	2, 43	32
生指	活	保	護	法定	呉 市	分		215		149		136	50	00
111				λL	福山市	† 分		332		232		226	79	90
					計			2, 496		1, 536		1,610	5, 64	42

ウ 指定介護機関制度による介護の確保

要介護状態等にある被保護者の介護の確保を図るため、介護機関を指定して介護サービス提供の委託を行っている。

第5表 指定介護機関の状況 (平成31年4月1日現在)

(単位 所)

										1— // //		
			サービス別事業者数									
区	分	居宅介護 支援	居宅 サービス	介護予防 サービス	介護予防 支 援	地域密着型サービス	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療型 医療施設	計 4,462 2,380 724		
	県 分	476	3,602	8	49	120	83	52	72	4, 462		
4.77/0=#34	広島市分	376	1,022	433	41	391	66	32	19	2, 380		
生活保護法 指 定	呉 市 分	75	258	284	8	59	15	18	7	724		
111 /	福山市分	159	662	728	16	474	21	15	8	2, 083		
	計	1,086	5, 544	1, 453	114	1,044	185	117	106	9,649		

⁽注) 訪問看護, 訪問リハビリテーション, 通所リハビリテーション及び居宅療養管理指導に係る「みなし指定」の事業所を除く。

エ 保護施設への入所

第6表 保護施設への入所状況 (平成31年4月1日現在)

(単位 人)

区分	施設名	定員			入 所	人	1	
区 刀	旭	足 貝	県 分	広島市分	呉市分	福山市分	県 外 分	計
	呉 広 風 園	55	9	6	37	0	1	53
救 護 施 設	みつぎ清風園	100	60	6	0	33	1	100
	救 護 院	60	5	52	0	0	3	60
医療保護施設	府中みくまり病院	317						
区原 不喪 肥	済生会呉病院	150						

(2) 運営指導の充実 (予算額 22,425 千円)

ア 事務監査の実施

市町福祉事務所(広島市を除く。)の事務監査を行い,生活保護事業の適正,かつ,効率的な運営が確保されるよう努める。(昭和27年度創設)

第7表 福祉事務所監査の実施状況

(単位 所,%)

区 分	対象箇所	一般監査	実 施 率	特別監査	巡回指導	特 別 指 導 監 査
令和元年度(予定)	22	22	100.0	_	_	1
平成30年度	22	22	100.0	_	_	1
平成29年度	22	22	100.0	_	_	1

⁽注) 広島市を除く。

イ 指定医療,介護機関の指導

指定医療,介護機関を実地指導することによって,医療,介護扶助の適正な実施に努める。(昭和 27年度創設)

2 生活困窮者の自立の促進(予算額 787 千円)

(1) 生活困窮者への支援

生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)に基づき,生活困窮者自立相談支援事業の実施, 生活困窮者住居確保給付金の支給その他の措置を講じ,生活困窮者の自立の促進を図る。

第8表 任意事業の実施状況(令和元年度予定)

(単位 所)

					(11 - 7/17
区分	就労準備支援事業	一時生活支援事業	家計改善支援事業	生活困窮世帯の 子どもに対する 学習支援事業	その他生活困窮者の 自立の促進を図る ために必要な事業
県 分	4	8	11	9	_
広島市分	1	1	1	1	1
呉 市 分	1	1	_	1	_
福山市分	_	_	_	1	_
計	6	10	12	12	1

(2) 生活困窮者就労訓練事業者の認定

雇用による就業を継続して行くことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供する事業者を認 定する。

第9表 生活困窮者就労訓練事業者の認定状況

(単位 件)

	(+12 11)
区 分	件数
県 分	10
広島市分	12
呉 市 分	4
福山市分	11

(注) 平成30年度末現在

3 行旅病人及び行旅死亡人の援護(予算額 824 千円)

市町が、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)に基づき引取者のない行旅死亡人等の援護を行った場合に、その費用を行旅病人、行旅死亡人等の援護及び取扱の費用弁償に関する規則(昭和33年広島県規則第11号)によって県が負担(広島市、呉市及び福山市を除く。)する。(昭和33年度創設)

第10表 行旅病人及び行旅死亡人の援護状況

(単位 件,円)

区分	件 数	費用負担額
令和元年度(予定)	4	824, 000
平成30年度	3	489, 079
平成29年度	4	465, 599

(注) 広島市, 呉市及び福山市を除く。 〔負担割合 10/10〕

4 自立更生のための資金援助 (予算額 26,956 千円)

(1) 生活福祉資金の貸付

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対して、経済的な自立、生活環境の改善、在宅福祉や社会 参加の促進等を図るため生活福祉資金を貸し付け、当該世帯の生活の安定を促進する。(昭和30年度 創設)

- 実施主体 (社福) 広島県社会福祉協議会
- 貸付種別,貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第11表 生活福祉資金の貸付状況

(単位 件, 千円)

					1.	-				一			
			平 成 3	0 年 [平 成	29 年 月	度		平成 28	年 度	
	資金の種類	貸	付申込	貸	付決定	貸	付申込	貸付決定		貸	付申込	貸任	寸決定
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金額
(0 A L	生活支援費	4	1, 394	4	1, 352	5	1, 097	4	947	5	1,608	4	1,302
総合支援資金	住宅入居費	1	291	1	291	1	167	0	0	1	134	0	134
赵吳亚	一時生活再建費	1	189	1	189	0	0	0	0	0	0	0	0
福 祉 資 金	福祉費	48	11, 172	45	9, 066	48	12, 156	48	11, 929	75	29, 425	68	26, 053
	緊急小口資金	215	23, 651	211	23, 037	80	4, 430	77	4, 154	87	4,656	81	4, 308
教育支	教育支援費	21	28, 672	18	19, 178	21	22, 232	18	17, 110	13	5, 576	12	5, 279
援資金	就学支度費	30	11, 010	29	10, 493	31	11,889	29	10, 744	27	7, 468	24	6,854
不動産 担保型	不動産担保型生活資金	0	0	0	0	1	11, 550	1	11, 550	1	11, 378	1	11, 378
生 活資 金	要保護世帯向け不動産担 保型生活資金	7	36, 520	5	28, 640	4	17, 744	2	8, 974	4	30, 253	3	25, 473
	計	327	112, 899	314	92, 246	191	81, 264	179	65, 408	213	90, 498	194	80, 781

⁽注) 広島市,福山市及び呉市を含む。

(2) 緊急生活安定資金の貸付

低所得世帯が緊急に必要とする資金の貸付事業を実施する(社福)広島県社会福祉協議会(貸付償 還業務は、市区町社会福祉協議会で実施。) に対し貸付原資を貸し付け、低所得世帯の生活の安定を図 る。(昭和53年度創設)

○ 貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第12表 緊急生活安定資金の貸付状況

(単位 件,円)

区分	貸 付 申 込		貸 付 決 定		原資総額
	件数	金額	件数	金額	你 貝 杺 识
平成30年度	41	1, 470, 343	40	1, 440, 343	50, 000, 000
平成 29年度	81	3, 009, 800	81	3, 009, 800	50, 000, 000
平成 28年度	126	3, 788, 810	125	3, 758, 810	50, 000, 000

(注) 広島市, 福山市及び呉市を含む。

(3) 臨時特例つなぎ資金の貸付

離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金等が交付されるまでの当面の生活費を貸し付け、自立の支援を図る。(平成21年度創設)

- 実施主体 (社福) 広島県社会福祉協議会
- 貸付限度額等 参考資料「健康福祉局関係の資金貸付制度一覧表」のとおり

第13表 臨時特例つなぎ資金の貸付状況

(単位 件,円)

				(1 11) 14/
区分	貸	付 申 込	貸	付 決 定
区 分	件 数	金 額	件 数	金額
平成 30 年度	0	0	0	0
平成 29 年度	0	0	0	0
平成 28 年度	0	0	0	0

⁽注) 1 広島市,福山市及び呉市を含む。

² 平成21年10月1日受付開始。